

平成 3 0 年 度

産 業 観 光 部
農 業 委 員 会
定 期 監 査 報 告 書

笛吹市監査委員

1 監査の対象

産業観光部・農業委員会に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。

2 監査基準日・監査の範囲

平成30年11月30日現在の財務及び事務に関すること

3 監査の実施日

産業観光部	農林振興課	平成31年1月17日	午前9時から
〃	農林土木課	平成31年1月17日	午前10時30分から
農業委員会事務局		平成31年1月17日	午前11時20分から
産業観光部	観光商工課	平成31年1月17日	午後1時15分から

4 監査の方法

監査の対象となった一般会計・黒駒山、大積寺、稲山、牛ヶ額、大口山、崩山、名所山、春日山、兜山外五山の各恩賜県有財産保護財産区特別会計の下記項目について、産業観光部・農業委員会から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の成否を確かめた。

1 「平成29年度定期監査等指摘要望事項措置状況報告書」

2 「職員の事務分掌表」

3 「主要事務事業の概要」

4－① 「懸案事項及び業務に関する問題点」

4－② 「指定事項調書」

【農林振興課】	} なし
【農林土木課】	
【農業委員会】	
【観光商工課】	

5 「公有財産購入に関する調書」

6 「負担金補助及び交付金支出（予定）状況調書」

7 「委託調書」

8 「工事台帳」

9 「歳入状況調書」

10 「歳出状況調書」

11 「滞納状況調書」

13 「賃貸借に関する調書」

14 「指定管理施設に係る修繕費の状況調書」

16 「郵便切手、はがき、収入印紙受払状況」

交際費支出状況調書

5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法令、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 住民サービス向上の観点から、現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 歳入歳出予算の執行が適切に行われているか。
- ・ 契約事務の手続は適切か。

6 監査の結果

(1) 予算・財務に関する事務

平成30年11月30日現在における産業観光部・農業委員会から提出された一般会計・黒駒山、大積寺、稲山、牛ヶ額、大口山、崩山、名所山、春日山、兜山外五山の各恩賜県有財産保護財産区特別会計歳入歳出状況調書の金額は、監査の結果関係諸帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。

(2) 事務・事業の執行状況

産業観光部・農業委員会に係る主な事務事業の執行については、良好であると認められる。

なお、監査において気がついた点を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。

7 指摘・要望事項

農林振興課 農林土木課 農業委員会 事務局 観光商工課	事務 事業	特になし
---	----------	------

8 前年度定期監査等指摘要望事項に対する対応措置について

平成29年度定期監査において指摘された事項については、以下のとおりその対応措置が示された。

【観光商工課】

《指摘要望事項①》

補助金交付要綱の内容を十分理解し、補助金の使途について、適切に処理がなされるよう指導を行っていただきたい。

《対応措置の内容》

昨年度ご指摘いただきました上記の事項につきまして、笛吹市観光物産連盟等への補助金の適切な処理等については、笛吹市観光物産連盟理事会（各観光協会会長他）において使途及び適切に処理するよう指導を行ったところです。

特にご指摘いただきました笛吹市観光物産連盟の補助金の適切な処理については、下記のとおり実施しております。

①支払いについては、これまで会計担当者1名で行っていたが、振り込み前の確認等の会計担当者を2名とし、支出状況を複数人で確認をしています。

- ② 笛吹市観光物産連盟財務規則に則った契約方法の実施及び決裁区分の見直しを行うことで契約金額等に応じて観光商工課長等に決裁を受ける体制作りを構築しました。
- ③ 発足当初から見直しを行っていなかった笛吹市観光物産連盟内の例規をすべて見直しました。

9 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項（指定事項調書）については、今回はなかった。